

野田市告示第92号

野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例（平成21年野田市条例第24号）第11条第3項により野田市立あおい空の利用料金を定めたので、同条第4項により次のとおり告示する。

令和7年4月11日

野田市長 鈴木 有

1 施設名 野田市立あおい空

2 利用料

①介護給付費の利用料金

主務大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

②特定費用の利用料金

項 目	料 金	備 考
食 費	650円	ただし、食事提供体制加算対象者については、230円とする。
そ の 他	実 費	健康診断、コピー等複写、行事等費用、記録写真料又はその他のサービスを希望した場合